

岩手県告示第976号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営徳田第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
紫波郡矢巾町大字西徳田第2地割	49番2	田	田	390	82
紫波郡矢巾町大字西徳田第9地割	4番	〃	〃	342	134
〃	82番	〃	〃	310	151
〃	88番	〃	〃	482	227
紫波郡矢巾町大字東徳田第5地割	22番	〃	〃	1,027	183
紫波郡矢巾町大字東徳田第8地割	75番	〃	〃	1,031	328
〃	97番	〃	〃	737	294
〃	184番	〃	〃	1,015	206
紫波郡矢巾町大字東徳田第9地割	97番	〃	〃	102	13
紫波郡矢巾町大字東徳田第11地割	128番	〃	〃	1,019	235